## 本市の対応について

本市は、県のBA. 5対策強化宣言の終了を受け、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、 業種別ガイドライン等を遵守し、徹底した感染防止策を講じて、市民利用施設は、原則開館、 市主催・共催のイベントについては、開催する。

期間令和4年10月1日(土)から当面の間

利用時間 通常の開館(開催)時間とする

利用制限 収容定員の制限等については以下のとおり(※1、※2)

施設の収容定員				
		5,000人以下	5,001~10,000人	10,001人以上
│大声なし	安全計画の策定あり(※3)		収容定員まで	
	安全計画の策定なし(※4)	収容定員まで	5,000人まで	収容定員の半分まで
大声あり	あり(※4) 収容定員の半分まで		3	

- (※1)細部については、県の要請のとおり、<u>また、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用</u>
- (※2) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の 収容率の上限は、それぞれ50% (大声あり)・100% (大声なし) とすること
- (※3)「参加予定人数が5,000人超」かつ「収容率50%超」のイベント(「大声なし」又は「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分する場合に限る。)は、感染防止安全計画を 策定し、県に確認を受けること
- (※4) 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、県が定める「チェックリスト」様式に 感染防止対策を記載し、ホームページ等で公表すること

凡例:下線部は前回からの修正箇所